

ご存知ですか？ **森林法に基づく伐採の手続き**

**1 伐採する森林が届出の必要な区域かを確認してください**

(森林法等10条の8および9)

- ※1 伐採する森林が届出の必要な区域(地域森林計画に定められた区域)かは、農林振興課へお問い合わせください。
- ※2 保安林及び保安施設地区内の森林の場合および森林経営計画に基づき伐採する場合については、本手続きによらず別の手続きが必要となります。

**2 町へ「伐採および伐採後の造林の届出書」を提出してください**

(森林法第10条の8第1項および森林法施行規則第9条)

いつまでに？	誰が？
伐採を始める90日前から 30日前までの間	森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた人 ※伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、 立木を買い受けた人と森林所有者の連名での届出が必要です。

※間伐の場合は、造林に関する事項の記入は不要です。

**届出書を提出する際の CHECK POINT**

- 伐採する森林は、届出者が所有権などを有する区域か。
- 人工造林(※1)を計画している場合、伐採した翌年から2年以内に植栽することができるか。
- 天然更新(※2)を計画している場合、伐採した翌年から5年以内に森林に戻る見込みがあるか。  
(5年を超えた後に森林に戻っていない場合、造林計画者が植栽する必要があります。)
- 伐採した後に森林を転用する場合、計画している面積が1ha以下か。  
(転用が1haを超える場合は県への許可が必要です。)

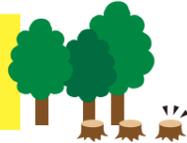
(※1)人工造林とは、植林などにより森林を造成することです。  
(※2)天然更新とは、林地に埋まっている種子やぼう芽による更新など天然力に委ね森林を再生(更新)することです。



**3 伐採した後は、町へ「伐採に係る森林の状況報告書」を提出してください**

(森林法第10条の8第2項および森林法施行規則第14条の2)

いつまでに？	誰が？
伐採完了後から30日以内に 町へ報告	森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた人 ※伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて 伐採した場合は、立木を買い受けた人



**4 伐採後に造林した後は、町へ「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出してください**

(森林法第10条の8第2項および森林法施行規則第14条の2)

いつまでに？	誰が？
造林完了後から30日以内に 町へ報告	森林所有者や森林所有者から 森林の経営の委託を受けた人



※届出をおこなわずに伐採した場合は、森林法の規定により罰金が科されることがあります。  
※本手順は、制度改正により令和4年4月1日から施行される制度を基にしています。

県・町職員も  
巡視しています

**無断伐採にご注意ください**

所有している山林が知らないうちに伐採される事案(無断伐採)が発生しています。無断伐採の未然防止のために、適宜、所有している山林をご確認ください。

**もしも!**自分の森林が知らないうちに伐採されている、伐採されていた時は、町までご相談ください。

**無断伐採を防ぐCHECK POINT**

所有している森林の所在地や境界を確認しましょう



日頃から自分の森林の見回りをしましょう



森林の伐採や譲渡をする前に、境界の確認をしましょう



問 農林振興課林務係 ☎0968・34・3111

**令和4年度国民健康保険税の税率などのお知らせ**

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723  
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、国・県・町などの負担金と併せて、加入者の皆さんから納付されている国民健康保険税によって運営しています。

和水町では、所得割・均等割・平等割により賦課を行っています。これは、将来熊本県が県内統一を目指す賦課方式に合わせています。令和4年度の納税通知書の発送は7月中旬を予定していますが、税率などについては、次のとおりです。

**令和4年度の税率と賦課限度額**

医療保険分 (0~74歳)	税率	所得割額	8.80%
		均等割額	27,400円
		平等割額	23,800円
		賦課限度額	650,000円
後期高齢者 支援金分 (0~74歳)	税率	所得割額	3.10%
		均等割額	9,200円
		平等割額	8,300円
		賦課限度額	200,000円
介護 納付金分 (40~64歳)	税率	所得割額	2.80%
		均等割額	15,200円
		賦課限度額	170,000円
		賦課限度額合計	1,020,000円

- \* 所得割額……加入者の所得に応じて課税します。
- \* 均等割額……加入者1人につき、定額で課税します。
- \* 平等割額……1世帯につき、定額で課税します。
- \* 賦課限度額…1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。

**国保税の軽減制度**

所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、国保税のうち「均等割」と「平等割」について、7割、5割または2割を軽減する措置です。

下の表の額より少ない場合に軽減が適用されます。

**軽減判定基準**

軽減割合	世帯主と被保険者の所得の合計 (令和4年度)
7割軽減	43万円以下
5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数以下
2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数以下

- ※給与所得者等…給与の所得がある人と公的年金の所得がある人のことをいいます。
- ※被保険者数…国民健康保険被保険者の数ですが、このなかには国民健康保険に加入していない世帯主を含めず、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した人を含みます。
- ※軽減判定を受けるための手続きは不要ですが、世帯の中に所得を申告していない人がいる場合は、軽減の対象世帯とはなりません。
- その他不明な点は、お問い合わせください。